## 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	各種検診に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

古平町は、各種検診に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

#### 評価実施機関名

古平町長

#### 公表日

令和7年10月10日

[令和7年5月 様式2]

#### I 関連情報

1	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	各種検診に関する事務
	基本健診、がん検診等健診事業の実施及び事後指導に関する事務
②事務の概要	
	健康管理システム
③システムの名称	統合宛名システム  中間サーバー
o はウターはおってい	マルチマーカー
2. 特定個人情報ファイル	#
宛名情報ファイル 検診情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表 第111項、
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第54条
4. 情報提供ネットワークシ	-フニルト V (本和) 市権
4. 情報提供不少トラープン	
①実施の有無	「
	2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個 人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第2条 表139項 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個 人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第141条
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	保健福祉課 健康推進係
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町50番地 0135-48-9835
8. 特定個人情報ファイル・	の取扱いに関する問合せ
連絡先	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町50番地 0135-48-9835
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した
適用した理由	

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数					
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢>			
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点			
2. 取扱者	数				
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [ 500人未満 ] 1)500人以上 2)500人未満			
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点			
3. 重大事故					
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	<選択肢> [ 発生なし ] 1) 発生あり 2) 発生なし			

#### Ⅲ しきい値判断結果

# Lきい値判断結果<br/> 基礎項目評価の実施が義務付けられる

#### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
	項目評価書 ] 施機関については、それぞれ	重点項目評価書	<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及で 3)基礎項目評価書及で 3)基礎項目評価書及で	が全項目評価書	
されている。					
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワークシス	テムを通じたフ	手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[ 0	) ]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通	じた提供を除く。) [	]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	Ι	]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、複数人でのダブルチェックを行い、リスク対策を行っている。				
9. 監査					
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査				
10. 従業者に対する教育・	<b>各発</b>				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>				
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ] <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	・特定個人情報ファイルを取り扱うシステムへのアクセス権を必要に応じて付与・解除している。 ・事務取扱者への研修、セキュリティ研修を毎年実施している。				

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月15日	所属長	保健福祉課長 佐藤 昌紀	保健福祉課長 和泉 康子	事後	
平成30年8月29日	部署修正	保健福祉課 健康推進係	保健福祉課保健医療係	事後	
令和1年6月24日	新様式対応			事後	
令和2年12月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第76項 並びに健康増進法17条	番号法第9条第1項、別表第一 第76項 並びに健康増進法17条第1項及び第19条の2	事後	
令和2年12月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	
令和2年12月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	
令和3年6月15日	再評価			事後	
令和3年6月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	健康情報システム、マルチマーカー	健康管理システム、マルチマーカー	事後	
令和3年6月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一 第76項 並びに健康増進法17条	番号法第9条第1項、別表第一 第76項 並びに健康増進法17条第1項及び第19条の2	事後	
令和3年6月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月15日	いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年6月10日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担当部 署 ①担当部署	保健福祉課 保健医療係	保健福祉課 健康推進係	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求 請求先	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町40番 地4 0135-42-2181	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町50 番地 0135-48-9835	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱 いに関する問合せ 連絡先	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町40番 地4 0135-42-2181	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町50 番地 0135-48-9835	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月3日	新様式対応、標準化・共通化・ ガバメントクラウド対応				
令和7年10月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	基本健診、がん検診等健診事業の実施及び事後指導に関する事務	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康 診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主 務省令で定めるものに係る事務を行う。  ■対象となる検診(一次及び精密)の種類 ・胃がん検診 ・ 門がん検診 ・ 計がん検診 ・ 計がん検診 ・ 予宮頸がん検診 ・ 子宮頸がん検診 ・ 子宮頸がん検診等の実施に関する事務 具体のな事務内容については以下のとおり。 ① 事務、日本に大き、「、精密)について、検診・対象者に対して、受診・対して、大き、対して、大き、対して、大き、対して、大き、対し、大き、大き、対し、大き、大き、対し、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、		
令和7年10月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、マルチマーカー	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー マルチマーカー		
令和7年10月3日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	健診ファイル	宛名情報ファイル 検診情報ファイル		
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第76項 並びに健康増進法17条第1項及び第19条の2	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表 第111項、 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第54条		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークに よる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する		
令和7年10月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークに よる情報連携 ②法令上の根拠		■情報照会の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタ ル庁・総務省令第九号)第2条 表139項 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタ ル庁・総務省令第九号)第141条		